

令和5年
6月より

電子契約サービス

が始まります

印紙の
貼付け等
不要！

令和5年6月より、区と事業者が入札にて決定した契約案件を対象に電子契約サービスを導入します。

電子契約サービスとは、紙の契約書に代わり、インターネット上で電子ファイルに署名して契約を締結できるサービスです。

特徴・メリット

メールが受信できる状況であれば手数料は**無料**でご利用いただけます。
また、印紙の貼付けや押印が不要となり、いつでも契約が可能となります。

押印
不要

時間
削減

印紙の
貼付け
不要

来庁
不要

手数料
無料

操作方法

※くわしくは4月上旬ごろ、区のホームページでお知らせします。

問い合わせ先

▷ 工事契約...契約課 工事契約係 ☎ 3 8 8 0 - 5 8 3 2

▷ 物品契約...契約課 物品契約係 ☎ 3 8 8 0 - 5 8 3 3